

新庁舎建設検討部会要綱

(趣旨)

第1条 新庁舎建設検討委員会要綱（平成23年要綱基準等40号。以下「検討委員会要綱」という。）第7条第2項及び第3項の規定により、新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）に置く部会について、その構成及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、検討委員会要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的かつ幅広い視点から調査・検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(組織)

第3条 部会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民サービス部会
- (2) 庁舎・事務管理部会
- (3) 施設・環境部会

2 前項各号に規定する部会は、それぞれ部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、幕別町職員定数条例（昭和46年条例第5号）第1条に規定する一般職の職員の中から委員会の委員長が指名する。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会員が会議に欠席する場合には、当該部会員の代理者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会の合同会議を招集することができる。

(意見等の聴取)

第6条 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。